

浄化槽の法定検査は使用されている方の義務です

浄化槽の使用者には法律で次の3つが義務づけられています。

保守点検 清掃 法定検査

検査手数料	浄化槽の容量(立上り)	立上り容量(立上り)
10人用以下	13,000円	5,000円
11~20人用	14,000円	7,000円
21~30人用	16,000円	10,000円
31~50人用	21,000円	13,000円
51~100人用	23,000円	15,000円
101人以上	40,000円	32,000円

▲浄化槽の法定検査は使用する方の義務です(提供:埼玉県)

議員 河川汚濁に占める割合が7割以上とも言われる生活排水。公共下水道管が布設できていない地域を中心に戸田市においても浄化槽が担う役割はまだまだ当分大きい。①市内の浄化槽の現状は②法定検査を受検することが義務づけられているが、市の取り組みは、

浄化槽維持管理

通知の充実と法定検査の受検率の向上を

「市長名で通知し説明会を開催する」

中山祐介議員

環境経済部長 ①およそ2000基あり、単独浄化槽と合併浄化槽が半々である。また、規模別では20人槽以下の浄化槽が半分以上を占めている。24年度末の法定検査の受検率は9・2%と非常に低い②パンフレットによる町会回覧で周知を図ると同時に、法定検査を受検していない人への個別通知を規模の大きい浄化槽から段階的に

保育園

公私格差なく、保育の質に市が責任を

「支障がある場合は助言・指導に当たる」

岡寄 郁子 議員

議員 市は保育園の増設を進めてきたが、国の公立保育園補助金が廃止されてから、すべて民間保育園である。市として保育内容に責任を持ち、安心して預けられる保育の質を守るため、①保育士の配置状況、入れかわりや処遇の確認②看護師、栄養士など専門職の確

保育士の状況は保育の質に直結する。市としても県の監査内容を確認し、場合により市からも指導を。こども青少年部長 監査内容は必要があれば県に照会できる。保育実施状況に大きな支障が生じている場合には、速やかに事情を聞き、助言・指導に当たる。災害時要援護者制度 登録拡大と町会支援を 議員 高齢者や障がい者の避難支援制度の登

保支援③保育の経験がない園長の資質向上を。こども青少年部長 ①保育士配置は毎月確認している。処遇は県の監査対象である。②行う考えはない。意見は聞く③研修案内や民間園長会議の活用を図る。



▲防災訓練

録者が153人と少ない。登録働きかけの強化と、町会への支援を。危機管理監 民生委員や社会福祉協議会等の協力も得て登録者をふやす。町会も支援する。

その他の質問

Q. 軽費老人ホーム白寿荘の廃止・移転で入居者の家賃負担をふやす。 A. 他の入居者とのバランスからも妥当な負担である。

実施している。

議員 低い受検率を向上させるため、現在行っている個別通知を市長名にし、また、浄化槽に関する正しい管理知識の普及・浸透のため、一般家庭を対象にした説明会を実施してもらいたい。

環境経済部長 市長名での通知を検討し、市主催の説明会を実施していくことで啓発を進めていきたい。

その他の質問

Q. 違反建築物を発見するための取り組みは。 A. パトロールのほか、完了検査を受けるよう指導をしている。 Q. 違反建築物を確認した場合の対応は。 A. 是正指導を行い、違反を認識してもらったとともに、必要に応じて改善を求める。

一般質問

国税局跡地

売却予定だが購入の考えは

「事業計画がなく購入しない」

高橋 秀樹 議員

米飯は日本の文化

議員 下戸田地区は、スポーツ施設やグラウンドがなく、飲食がでけるコミュニティ施設もない。戸田第二小学校も、児童が千人以上で分校建設等も含め、喜沢南の関東信越国税局の跡地を、市で購入する考えはないか。

財務部長 国は売却の方針である。市は事業計画のないものを購入する考えはない。

教育部長 戸田第二小学校は現在32学級で該当地にマンションが建設されても対応できる。

議員 食材の虚偽があるが、学校給食の食材の安全性は、TTPへの参加により農業政策が変わる。農業育成と食料自給率の向上、日本の文化の米飯給食をふやす考えは。米飯のほうがバランスのとれた食事となるのでは。

教育部長

安全・安心な学校給食食材の調達に努めている。米飯は、週3〜4回であり、これ以上ふやす考えはない。



▲スポーツセンターの卓球場

競技場の照明が暗い

議員 スポーツセンター第1競技場は、卓球やバドミントン等の競技をする場合、照明が暗い。改善できないか。卓球台は面の色が違う。更新できないか。

民生生活部長

照度は、基準内であるが、中心部と端では照度に差があり、今後改善の方向で検討する。卓球台は、15台を更新し、早期に配備する予定である。

そこのき

ジェネリック医薬品

使用促進に向け「希望シール」を配布しては

「先進自治体の効果を確認し検討」

石川 清明 議員

議員 ジェネリック医薬品の差額通知サービスの実施状況や使用割合など、戸田市における現状は。

福祉部長 本市の国民健康保険加入者の使用割合は、平成25年2月診療分で45・35%である。これは、県内市町村の平均44・05%を

わずかに上回っている。本市では、25年10月に対象者535名に通知した。高血圧、脂質異常症、糖尿病の3つの生活習慣病に関する薬剤を処方されている人を抽出し、ジェネリック医薬品に切りかえた場合に自己負担額が300円以上の削減効果が見込まれる人を対象にしている。

議員 ジェネリック医薬品の使用促進に向けたこれからの取り組みは。

福祉部長 今後、差額通知の実施効果の検証や抽出薬剤の対象範囲の拡大等、使用促進に向け、効果的な取り組みを行っていききたい。

議員 「ジェネリック医

医師・薬剤師の皆様へ
ジェネリック医薬品を希望します

ジェネリック医薬品に関する説明をお願いします

▲ジェネリック医薬品希望シール 被保険者証・診察券・お薬手帳等に直接張ることができます

薬品希望シール」を配布している自治体がある。戸田市においても取り組んでほしい。

福祉部長 保険証の空きスペースに張るだけで、希望カードのように保険証と別に持ち歩く必要がなく、患者が提示するタイミングを迷うこともないため、利便性が高いと思われる。今後、先進自治体の効果を確認の上、検討していく。